

## 住むとこ探すプロジェクトの進捗について

### 【目的】

市は「農業振興地域整備計画」を定め、おおむね 10 年先を見据えて優良な農地を確保しながら農業振興施策を推進している。

市としては、上記にもとづく優良農地の確保はもちろん、人口減少対策いわゆる今後の地域運営の担い手を確保することが重要と考え、農村集落への移住定住（住宅建設）のニーズに応えるために、除外手続きの迅速化や住宅建設に関する除外要件の弾力的運用を行い、魅力ある農村居住環境を創出する。

### 【進捗状況】

#### 平成 29 年度

- ・ 7/6 振興事務所長会議にてアナウンス（※）
- ・ 7/21 地域自治区会長会議においてアナウンス（※）
- ・ 9/13 三郷町定住促進住宅建設事業推進委員会において説明
- ・ 11/1 進捗状況調査を各振興事務所長あてに実施  
→調査結果 相談件数 1 件（三郷町野井）

※アナウンスの内容(手順について)

- 1 地域(自治区、協議会等)で、不動産業者等の意見も聞きながら、ミニ開発用地の選定を行う
- 2 農政課に事前相談を行う
- 3 事前相談の結果、見込みのある候補地については、地域の現状、本開発の背景、確実に計画が進む(家が建つ)見込みなどを定住促進計画としてまとめる。
- 4 除外地を含めた整備計画変更の協議(農政課担当)
- 5 除外後、転用手続きを行う。申請者は事業者(農業委員会受付)
- 6 転用許可が下り次第、事業着手

### 【今後の進め方案】

#### 平成 30 年度

- ・ 除外基準とその運用について再構築。(別途一般住宅建設に関するガイドライン)
- ・ 根拠とする「行政計画」は、都市計画マスタープラン（※）。
- ・ 市の人口減少対策の一環である。
- ・ 運用変更の審議（農業振興地域整備促進審議会 10 月）
- ・ 周知（行政書士会、農業委員会、地域自治区、各振興事務所、広報）（10 月～）
- ・ 受付開始（1 月～）

※平成 32 年 9 月に県区域マスタープランが変更されるのに伴い、変更する予定。